

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第96号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1備考6中「4時間30分」を「7時間30分」に、「10」を「16」に改める。

別表第2備考以外の部分及び備考2中「又は知的障害者通勤寮に係る措置」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市知的障害者措置費徴収規則の規定は、平成25年4月分の知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)